



後期高齢者医療制度に関する要望書

我が国の社会保障制度は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革工程表により、改革が進められているところであるが、後期高齢者医療制度については、今後も増え続ける高齢者に対し、安定した医療制度として継続するため、更なる検討と改善が必要である。このため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

《保険料率改定に関すること》

- 低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。
やむを得ず見直す場合は、平成27年1月に決定した「医療保険制度改革骨子」で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること。
- 次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みを維持・継続し、また、恒久化の検討を行うこと。
- 高額医薬品の薬価収載については、各広域連合の財政計画に多大な影響を与えるため、可能な限り早期に詳細な情報提示を行うこと。
また、適正投与の指針策定や緊急的な薬価の引き下げ、あるいは、医療費が著しく増加した広域連合への財政支援を検討すること。
- 広域連合及び市町村が臨時的に行う制度周知に必要な経費について、新たな助成制度を創設すること。
また、制度改正に伴うものについては、国の責任において全国一律で広報を行うこと。
- 高額療養費制度及び窓口負担の見直しについては、低所得者に十分配慮するなど慎重に検討を行い、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないこと。

《社会保障・税番号制度等に関すること》

- 社会保障・税番号制度の導入に伴い、広域連合が負担することとなる医療保険者向け中間サーバー負担金等については、その全額を国が予算措置すること。
また、情報連携が開始されるにあたり、広域連合及び市区町村の実際の業務に必要とされる全ての情報の連携を実現するとともに、連携された情報が迅速に処理できるよう、医療保険者向け中間サーバー及び後期高齢者医療広域連合電算処理システムを改めて整備すること。

《療養費の適正化に関すること》

- あん摩・マッサージ、鍼灸及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。
 - ① 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求防止のための制度改正等の措置を講ずること。
 - ② あん摩・マッサージ及び鍼灸について、国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、国及び都道府県は速やかに指導監査を行うこと。
 - ③ 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。
 - ④ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、柔道整復と同様に国の財政支援措置を講ずること。

以上

平成28年11月17日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦

